

京都技術士会会則

第1条 名称

本会は京都技術士会と称する。

第2条 事務所

本会は事務所を京都市内に置く。

第3条 目的

本会は会員が相互に技術に関する情報を交換し協調することにより、会員の資質の向上を図り、技術士業務を通じて我が国産業の技術力向上を目指すとともに、社会に貢献することを目的とする。

第4条 事業

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 講演会、見学会の開催
- 2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 会員

本会の会員は下記に該当するものとする。

- 1) 正会員
 - ・ 技術士
 - ・ 技術士第2次試験合格者
- 2) 準会員
 - ・ 技術士第1次試験合格者及び JABEE 認定学科の卒業者又は修了者で、技術士を目指すもの。
- 3) 特別会員
 - ・ その他、当会会員に相応しいもので、会長が承認した者(会社等を含む)
- 4) 永年会員
 - ・ 会員が4月1日付で80歳以上かつ、会員歴が20年を超える会員を永年会員とする。

第6条 入会

本会への入会希望者は、入会申込書に必要事項を記入し、会長宛提出する。入会が認められた者は、速やかに規定の入会金及び会費を納入しなければならない。

第7条 退会

下記の事由が生じたとき、本会から退会とする。

- 1) 退会届が会長に提出されたとき。
- 2) 会費の納入が2年以上滞納されたとき。
- 3) 幹事会により除名の決議がなされたとき。
- 4) 会員の死亡。

第8条 役員

本会には次の役員を置く

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 幹事 35名以内
- 4) 監査役 1名

その他、本会には、名誉会長、相談役、顧問を置くことが出来る。

選任

- 1) 会長は会員の推薦または立候補により、幹事会で審議し総会にて決定する。
- 2) 会長以外の役員は会長が指名・委嘱し、総会の承認を得る。

任期

任期は2年とし、再選を妨げない。

任務

- 1) 会長は会を代表する。
- 2) 副会長は、会長を補佐して会務を総括する。
- 3) 幹事のうち1名は会計を、1名は情報管理を担当し、会長が指名する。但し事情により他の役員の兼任を妨げない。
- 4) 会計及び情報管理担当幹事以外の幹事は分担して月例会等の行事を運営する。
- 5) 会長、副会長、会計幹事、情報管理担当幹事および会長が指名するその他の幹事により運営委員会を構成する。
- 6) 監査役は会計監査を担当する。

定年 原則として、会長は就任時に満80歳を、その他役員は委嘱時に70歳を超えないものとする。

第9条 会議

本会の会議は、総会、運営委員会、幹事会とする。幹事会には、意見のある人は出席して自由に発言できる。

招集

- 1) 定時総会は年1回会長が招集する。
- 2) 臨時総会は会長が必要と認めた時に招集する。
- 3) 運営委員会及び幹事会は会長が招集する。

議題

- 1) 定時総会
 - イ) 前年度の事業報告及び収支決算
 - ロ) 当年度の事業計画及び収支予算
 - ハ) 役員に関する件
 - ニ) 会則に関する件
 - ホ) その他、必要な事項

2) 運営委員会

- イ) 年間計画に関する事
- ロ) 事業に関する事
- ハ) 予算の立案及び執行、決算
- ニ) その他重要な事項を審議する。

3) 幹事会、臨時総会についてはその都度決定する。

第10条 会計

本会の会計は

- 1) 会計年度 毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2) 経費は、入会金、会費及びその他の収入をもって充当する。

第11条 入会金、会費

本会の入会金及び会費は

- 1) 入会金 正会員・準会員・特別会員共 5,000 円
- 2) 年会費 正会員・準会員・特別会員共 5,000 円
- 3) 永年会員については年会費を免除する。
- 4) 特別講演会並びに見学会等については、臨時会費を徴収することがある。
- 5) 入会金、会費は原則として返却しない。

第12条 規約の改訂

本会規約の改訂は、総会の出席者の過半数の賛同を得て決定する。

第13条 雑則

本規約外の事項については会長の承認を得て実施する。

(付則)

本会則の制定及び改定は以下の通り。

制定:平成 15 年 8 月 23 日

改訂:平成 18 年 5 月 7 日

改訂:平成 19 年 5 月 12 日

改訂:平成 27 年 5 月 23 日